

フクシマエコテッククリーンセンター規模変更計画に係る環境影響評価方法書 に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 本規模変更計画では、浸出水処理施設、同調整槽、調整池等を増設せず、既存施設を使用することから、設計諸元及び既存施設の稼働状況を踏まえ、規模変更後の埋め立てる産業廃棄物の質的及び量的変化に対する既存施設の処理能力について明らかにすること。
- (2) 遮水シートの構造、工事計画、規模変更後の埋立処分計画及び緊急時の措置を含めた維持管理計画をできる限り分かりやすく環境影響評価準備書に記載すること。なお、埋立地の工事計画については、既存部分と規模変更により増設される部分との接続工法も含め、詳細に記載すること。
- (3) 環境影響評価を行う過程において、項目の選定及び手法の選定等に係る事項に新たな事情が生じたときは、必要に応じ、選定項目及び選定手法等を見直すとともに、追加的に調査、予測及び評価を行うなど適切に対応すること。

2 環境影響評価項目について

- (1) 対象事業実施区域及び車両の運行経路の周辺には民家が存在し、車両の運行及び機械の稼働による窒素酸化物の影響が懸念されることから、工事の実施並びに土地又は工作物の存在及び供用に「窒素酸化物」を環境影響評価項目として追加すること。
- (2) 造成工事における樹木の伐採等による斜面崩壊及び長期間の廃棄物の埋立てに対する地盤の安定性を考慮し、工事の実施並びに土地又は工作物の存在及び供用に「地盤」を環境影響評価項目として追加すること。

3 調査、予測及び評価の手法について

- (1) 大気質及び悪臭の予測及び評価に当たっては、使用する文献気象観測値について、現地調査結果との相関性を確認することなどにより、その妥当性を明らかにすること。また、できる限り定量的な手法を用いて行うこと。

- (2) 大気質、騒音、振動及び悪臭については、周辺民家の配置状況等を踏まえ、必要に応じ、調査地点等を追加すること。
- (3) 水質については、埋め立てる産業廃棄物の種類、放流先の利水状況、既存施設の処理実績等を考慮し、塩類、福島県生活環境の保全等に関する条例に基づく有害物質、プラスチック可塑剤等の項目を適切に選定すること。なお、下流水路及び河川の低水流量時を含めて予測及び評価を行い、その結果に基づき適切な環境保全措置を立案すること。
- (4) 水質汚濁に係る環境基準に全垂鉛が追加されたこと、また、埋立て対象廃棄物にはアンモニア性窒素が含有されると考えられることから、これらの物質を水質に係る予測及び評価の項目として選定すること。なお、予測及び評価に当たっては、水生生物の生息・生育環境にも配慮すること。
- (5) 対象事業実施区域の下流水域における生態系について、文献及び現地調査から得られる魚類等の生息情報を踏まえ、明らかにすること。
- (6) 当該地域では、海成層由来の酸性硫酸塩土壌の存在が懸念されることから、地盤の調査、予測及び評価に当たって、十分留意すること。
- (7) 猛禽類については、対象事業実施区域及び周辺地域における地形及び現存植生に留意し、調査地点を適切に設定すること。
- (8) 楢葉町上繁岡大堤及び紅葉川河口付近は、白鳥の飛来地となっていることから、対象事業の実施が人と自然との触れ合い活動の場としての白鳥の飛来地に及ぼす影響について、予測及び評価を行うこと。
- (9) 環境影響の予測及び評価に当たっては、掘削土及び覆土用土砂の保管及び運搬による影響を見込むこと。

4 その他

上記 1 から 3 の措置を講じるに当たっては、必要に応じ、関係機関と協議すること。